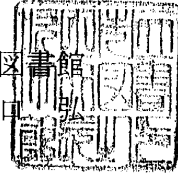


(資料1)

16吹教社図第228号
平成16年4月13日
(2004年)

吹田市図書館協議会
会長 芝田 正夫 様

吹田市中央図書館
館長 露口



諮 問 書

吹田市の図書館は、大正15年に「吹田町立図書館」が吹田第一尋常小学校に開設されて以来、昭和15年の吹田市制施行に伴い「吹田市立図書館」と改称され、昭和46年には、市制30周年記念事業として現「吹田市立中央図書館」が独立館として開館し、今日に至っています。

この間、「地域整備の方向」に基づく6ブロック構想による図書館未整備地域への図書館整備がなされ、平成16年5月19日から吹田市立千里山・佐井寺図書館が、供用を開始することに伴い、図書館整備が終了するところです。

しかしながら、高度情報化や生涯学習社会の進展とともに、図書館に対する期待は、年々多様化、高度化しつつあり、市民のより身近な生涯学習の中核施設としての図書館づくりや市民の諸活動を活性化する基盤としての図書館づくりが、緊急政策課題として、また今後の図書館行政を進める上での、中・長期的な政策課題となっているところです。

このような中で、今後の吹田市立図書館がどのようにあるべきか、貴協議会にご意見をいただきたく、下記の通り諮問するものでございます。

記

「将来を展望した吹田市立図書館のあり方」について

(資料2)

平成16年11月13日

吹田市立中央図書館
館長 露口 弘 様

吹田市図書館協議会
会長 芝田 正夫

(仮称)新山田図書館新設計画に関する意見書

山田駅前公共公益新設計画におきまして、(仮称)新山田図書館の新設計画が検討されていると伺っております。本図書館協議会といたしましては、(仮称)新山田図書館の新設計画におきまして、以下の点を留意いただくことが必要と考えております。

1 現在、本図書館協議会において、中央図書館長からの諮問を受けて「将来を展望した吹田市立図書館のあり方」を策定しております。最終答申は2005年度秋を予定していますが、中間報告のかたちで適宜報告していきます。(仮称)新山田図書館新設計画策定においても、本図書館協議会での議論及び答申を活かしていただきたい。

2 現山田図書館と阪急千里線山田駅前とは距離が離れており、(仮称)新山田図書館は、現山田図書館の代替施設にはなりえないと考えます。(仮称)新山田図書館の計画策定において、現山田図書館の利用者の声が十分反映され、また、現山田図書館の利用者へのサービスがいささかも低下しないことが肝要です。また、(仮称)新山田図書館を建設する場合は、住民の要望に応え、多彩なサービスを展開するために、十分なスペースの確保が必要です。

3 今後、新設される図書館は、全市的な図書館整備計画、サービス計画との関連を検討するなかで進められるべきと考えます。(仮称)新山田図書館新設計画においても、こうした視点からの検討が必要と考えます。とりわけ、千里丘地区など、いわゆる図書館空白地区での整備計画もあわせて検討されることが望まれます。

以上

(資料3)

平成 17 年 6 月 24 日

(2005 年)

吹田市立中央図書館

館長 露 口 弘様

吹田市立図書館協議会

会長 芝 田 正 夫

(仮称)新山田図書館へのPFI事業導入についての意見書

平成 17 年 4 月 7 日、中央図書館長より、(仮称)新山田図書館への PFI 事業導入について図書館協議会の意見を求められた。この件に関する本協議会の意見は以下の通りである。

PFI事業導入の是非について

- 1、すでに本協議会の答申「将来を展望した吹田市立図書館のあり方について(中間答申)」(平成 17 年 4 月 7 日)において公立図書館への指定管理者制度導入の是非について提言したが、直営ではなく、外部の企業や団体に運営を委託する手法は指定管理者制度も PFI 事業の導入も同様であり、以下のような問題点もまた共通している。
 - ・ 公立図書館は、住民の知る権利を保障し、住民の生活・職業・生存と精神的自由とに深く関わる機関であり、民主主義における基本的な施設である。また、高い専門性と公共性が求められる教育機関である。こうした基本的な性格から、図書館法に基づき公立図書館を設置することは、地方公共団体の責務であるといえる。
 - ・ 「低廉かつ良質な公共サービスの提供」が PFI 事業の目的とされるが、PFI 事業の図書館への導入によって、はたして良質なサービスの提供が可能なのか、また「中間答申」で提案した今後のサービスの拡大・充実を達成させることができるのか、疑問である。
 - ・ 公立図書館の運営を外部に委託する場合、図書館利用の平等性と公平性、サービスの継続性・安定性・発展性、職員の処遇、守秘義務、市民や議会によるチェック機能などが確保されるかについて危惧がある。
- 2、さらに PFI 事業の導入については、23 年という長期間の運営を事業者に委ねることになるが、長期間の運営の方針や実際のサービスを前もって十分に予測できるのか疑問である。IT が急速に発展する今日、図書館も急激に変化しつつあり、PFI 事業の導入が、こうした変化に適切に対応できるのかどうか不明である。
- 3、PFI 事業者が図書館の管理と運営のすべてを委ねる場合、図書館運営に豊かな経験を持つ専門職員を長期間にわたって確保できるのかも疑問である。
- 4、「料金設定の自由度がます」ことが、PFI 事業のメリットとされるが、図書館の場合、図書館法に無料

規定があり、こうしたメリットは存在しない。

- 5、市内の一部の館のみを PFI で運営する場合、全市的なシステムとしての図書館運営が可能かどうかの検討が必要である。現時点では、さまざまな支障が予測される。
- 6、事業コストの削減が最大の目的であるなら、まずもってコスト面の精査(後年度負担分も含めて)が必要であるが、そうした精査の結果は提示されていない。

また 23 年間という長期間の計画だけに、ここ数年間の財政状況のみで判断することは得策ではない。

結 論

施設全体の建設、維持管理に PFI 事業を導入することは、避けられないとしても、現時点で市立図書館の運営に PFI 事業を導入することは適切ではない。財政状況の厳しい時期に新たな施設を開設し、十分な数の職員を配置することがむずかしいことは理解できるが、以上述べた理由からそのために運営を外部に委託することは認められない。財政状況の厳しい時期においても、直営を守り、その上で、さまざまな施策により、適切な職員配置を進めるべきである。

(資料4)

平成16年度(2004年度)吹田市立図書館統計

平成17年3月31日現在
(2005年)

名称	蔵書冊数	AV所蔵点数	貸出冊数	予約受付件数	延床面積	備考
	(冊)	(点)	(冊)	(件)	(㎡)	
中央図書館	217,987		203,086	26,672	3,392	
北千里分室	30,785		170,727	32,438	155	
自動車文庫	30,139		69,626	7,984	1台	
千里図書館	75,745		304,260	38,544	666	
山田図書館	58,276		257,158	45,299	379	
さんくす図書館	71,914	23,746	293,970	34,838	883	
江坂図書館	52,343	10,324	233,079	38,324	511	
千里山・佐井寺図書館	108,957	7,389	330,842	39,498	3,327	
計	646,146	41,459	1,862,748	263,597	9,313	

吹田市立図書館

(資料5)

平成5年度(1993年度)以降の吹田市立図書館利用状況の推移

各年度末

年度	人口 (人)	登録人数 (人)	実質利用 人数(人)	図書貸出冊 数(冊)	AV貸出 点数(点)	蔵書冊数 (冊)	AV所蔵 点数(点)	資料費決算額 (円)	市民一人 当たり 図書費 (円)	職員数		備考
										常勤	非常勤	
平成5年度(1993年度)	334,242	206,046	53,173	1,319,174	122,376	468,827	12,166	151,860,502	218	58	7	さんすう図書館 7月1日開館
平成6年度(1994年度)	334,895	70,532	56,065	1,444,807	155,350	490,778	14,799	94,200,210	223	58	7	
平成7年度(1995年度)	336,555	89,528	56,887	1,439,056	160,685	546,245	17,150	153,121,531	228	58	7	
平成8年度(1996年度)	338,618	110,322	62,606	1,571,453	212,763	546,774	25,535	108,814,053	252	58	7	江坂分室が月1日 分館として開館
平成9年度(1997年度)	340,112	119,198	62,834	1,561,866	210,142	551,924	29,088	108,485,208	248	58	7	
平成10年度(1998年度)	342,877	134,542	64,739	1,640,929	214,826	561,939	30,780	94,210,889	227	58	7	
平成11年度(1999年度)	344,170	148,937	66,278	1,682,879	206,864	573,737	31,881	78,429,464	180	58	7	
平成12年度(2000年度)	346,016	139,342	63,663	1,619,939	185,206	581,696	33,033	78,265,459	179	57	7	
平成13年度(2001年度)	346,830	129,295	62,036	1,510,469	175,173	585,575	32,617	78,487,144	178	57	7	
平成14年度(2002年度)	348,666	143,280	63,076	1,604,986	163,380	594,308	33,416	81,529,081	187	57	8	
平成15年度(2003年度)	350,250	158,013	61,528	1,604,223	154,848	603,433	34,796	232,152,865	184	61	8	
平成16年度(2004年度)	350,317	147,080	65,889	1,862,748	210,979	646,146	41,454	89,853,054	203	63	22	千里山・佐井寺 5月13日開館

決算額は新館準備用資料費を含む。ただし市民一人当たり図書費は経常経費のみで算出しました。

(資料6)

平成16年度(2004年度)吹田市立図書館と北摂各市との比較表

平成17年3月31日現在
(2005年度)

	人口 (人)	登録者数		蔵書冊数		貸出冊数		図書費決算額		資料費決算額		職員数 2			延床面積 (㎡)
		(人)	率	(冊)	市民1人 当り (冊)	(含む雑誌) (冊)	市民1人 当り (冊)	(円)	市民1人 当り (円)	(円)	市民1人 当り (円)	常勤(再任 用・兼任を 含む) (人)	非常勤・ア ルバイト等 3 (人)	(人)	
吹田市	350,317	147,080	42%	646,146	1.84	1,862,748	5.32	71,011,861	203	89,853,054	256	63	27.4	9,313	
豊中市	386,688	269,774	70%	1,032,222	2.67	3,465,609	8.96	69,236,225	179	89,424,049	231	78	56.3	13,588	
箕面市	124,729	29,630	24%	620,031	4.97	1,295,037	10.38	39,342,950	315	46,748,542	375	30	13.9	7,798	
池田市	100,581	28,268	28%	270,761	2.69	413,316	4.11	14,701,796	146	17,660,813	176	12	10	2,894	
茨木市	266,159	1		1,208,485	4.54	3,301,365	12.40	91,200,418	343	110,294,231	414	38	45	12,111	
高槻市	355,670	41,450	12%	1,148,690	3.23	2,363,754	6.65	124,088,426	349	157,443,833	443	46	61.9	9,728	
摂津市	85,135	19,094	22%	190,366	2.24	350,755	4.12	13,456,774	158	15,841,394	186	8	6.7	3,051	

1 登録者数としては把握せず(参考数値:平成16年度(2004年度)利用者数78,678人)

2 職員数は、平成17年4月1日現在。

3 年間実働時間の合計を1500時間を1人として換算した値。

(資料10)

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条

この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条

文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条

国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条

市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条

国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員

の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条

国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条

国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条

国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(資料 11)

図書館協議会開催状況

第 1 回

平成 15 年 (2003 年) 12 月 9 日 (火) 午前 9 時 30 分 ~ 午前 11 時 30 分

吹田市役所 4 階 第 4 委員会室

第 2 回

平成 16 年 (2004 年) 2 月 17 日 (火) 午後 1 時 ~ 午後 3 時

中央図書館 3 階 第 2 集会室

第 3 回

平成 16 年 (2004 年) 4 月 13 日 (火) 午後 2 時 ~ 午後 4 時

中央図書館 3 階 第 2 集会室

第 4 回

平成 16 年 (2004 年) 7 月 6 日 (火) 午後 2 時 ~ 午後 4 時

中央図書館 3 階 第 2 集会室

第 5 回

平成 16 年 (2004 年) 10 月 15 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 4 時

中央図書館 1 階 第 1 集会室

第 6 回

平成 17 年 (2005 年) 1 月 18 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 4 時

中央図書館 3 階 第 2 集会室

《平成 17 年 (2005 年) 2 月 利用者アンケート実施》

第 7 回

平成 17 年 (2005 年) 4 月 7 日 (木) 午後 2 時 ~ 午後 5 時

中央図書館 3 階 第 2 集会室

《平成 17 年 (2005 年) 4 月 7 日 (木) 中間答申提出》

《中間答申に対するパブリックコメント実施》

《平成 17 年 (2005 年) 5 月 6 日 (金) 愛知川町立図書館・野洲図書館視察》

《平成 17 年 (2005 年) 6 月 市政モニターアンケート実施》

第 8 回

平成 17 年 (2005 年) 6 月 24 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 5 時

中央図書館 3 階 第 2 集会室

《平成 17 年 (2005 年) 9 月 15 日 (木) 意見を聞く会を開催》

第 9 回

平成 17 年 (2005 年) 11 月 2 日 (水) 午後 2 時 ~ 午後 5 時

中央図書館 3 階 第 2 集会室

(資料 12)

ワーキンググループ開催状況

平成16年(2004年) 8月19日(木)午後2時~午後4時
平成16年(2004年)10月 5日(火)午後2時~午後4時
平成16年(2004年)11月12日(金)午後2時~午後4時
平成16年(2004年)12月 9日(木)午後2時~午後4時
平成17年(2005年) 1月13日(木)午後2時~午後4時
平成17年(2005年) 2月 9日(水)午後2時~午後4時
平成17年(2005年) 3月 2日(水)午後2時~午後4時
平成17年(2005年) 3月10日(木)午後2時30分~午後5時
平成17年(2005年) 3月24日(木)午前10時~午後1時
平成17年(2005年) 5月25日(水)午後5時~午後7時
平成17年(2005年) 6月 8日(水)午後5時~午後7時
平成17年(2005年) 7月27日(水)午後3時30分~午後6時
平成17年(2005年) 8月31日(水)午後3時30分~午後6時
平成17年(2005年) 9月28日(水)午後3時~午後5時30分
平成17年(2005年)10月 7日(金)午後6時~午後8時
平成17年(2005年)10月14日(金)午後6時~午後9時

(資料13) 吹田市立図書館協議会委員名簿

選出区分別50音順

氏名	選出区分	住所	備考
岡本文孝	社会教育	吹田市高浜町	平成17年6月1日就任
坂本富佐晴	社会教育	吹田市千里山西	平成16年8月1日就任
野々上律子	社会教育	吹田市出口町	平成15年12月1日就任
上谷泰子	学校教育	箕面市粟生間谷東	平成15年12月1日就任
島村敏生	学校教育	吹田市山手町	平成16年6月1日就任
芝田正夫	学識経験	京都市北区	会長 平成15年12月1日就任
正置友子	学識経験	吹田市青山台	平成15年12月1日就任
森田俊雄	学識経験	神戸市灘区	副会長 平成15年12月1日就任
竿山悦子	学識経験(公募)	吹田市片山町	平成15年12月1日就任
中家美千代	学識経験(公募)	吹田市千里山虹ヶ丘	平成15年12月1日就任

退任委員

退任年月日・50音順

氏名	選出区分	住所	備考
池田克之	社会教育	吹田市南高浜	平成15年12月1日就任 平成16年5月31日退任
風間美智子	学校教育	豊中市新千里西町	平成15年12月1日就任 平成16年5月31日退任
安部亮介	社会教育	吹田市千里丘	平成15年12月1日就任 平成16年6月30日退任
川上恵子	社会教育	吹田市泉町	平成16年7月1日就任 平成16年7月31日退任
地石憲治	社会教育	吹田市山田東	平成16年6月1日就任 平成17年5月31日退任

(備考には、会長・副会長・就任・退任を明記した。 印はワーキンググループメンバー)